

塩害 / 重塩害地域の区分について

本書では、塩害 / 重塩害地域を次のように区分し、対象機器（蓄電池ユニットおよびパワーコンディショナ）が設置できる地域を定めています。設置条件を満たしている場合でも、塩害により製品に影響があるおそれがあるので設置場所には注意してください。

■海岸地域の設置環境目安について

塩害による劣化・故障のおそれがあるため、下記の基準に従って設置してください。

設置地域	潮風	海岸からの距離			
		0 ～ 50m	50 ～ 300m	300m ～ 1km	1km ～
瀬戸内海および東京湾・伊勢湾の指定地域	当たらない	×	○	○	○
	当たる	×	×	○	○
外海に面する地域	当たらない	×	×	○	○
	当たる	×	×	×	○
沖縄・離島	当たらない / 当たる	×	×	×	×

設置可否
○：屋外設置可 ×：屋外設置不可（屋内設置は可能）

境界区分	塩害地域および一般地域
	岩礁隣接地域および重塩害地域
	沖縄および離島

・瀬戸内海および東京湾、伊勢湾の指定地域は次ページをご確認ください。

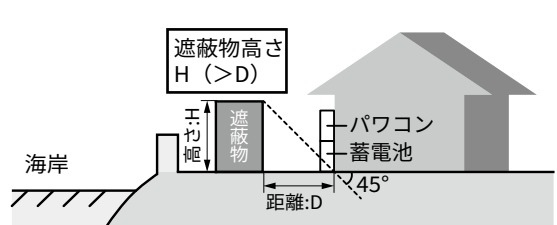
■環境条件が変化した場合について

隣接住宅や遮蔽物の撤去などの環境変化により潮風が当たるようになった場合、機器故障の危険性が高まります。塀や遮蔽物を設置するなどの環境改善をお願いします。環境改善が行われない場合は品質低下や機器故障につながるおそれがあります。

■遮蔽物の目安について

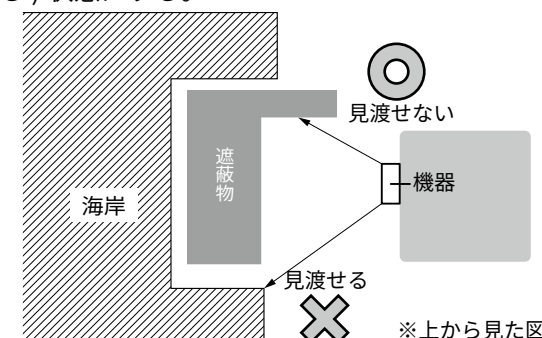
遮蔽物は潮風の通気を遮蔽できるものを設置してください。潮風が当たらない目安は下記のとおりです。

【高さ】
機器までの距離以上の高さで、設置機器の高さより高くする。



遮蔽物の高さは設置機器までの距離以上の高さを目安にしてください。壁に取付けられた機器の場合も、壁からの距離以上で、設置機器（上面）より高くなるようにしてください。

【視野】
機器からみて海岸が見渡せない（視野を遮っている）状態にする。



※上から見た図
遮蔽物は機器側から見て海が見渡せないように、十分な幅や長さを確保してください。

設置基準：東京湾・伊勢湾・瀬戸内海の範囲 について

●瀬戸内海、東京湾、伊勢湾の範囲

(この範囲内は塩害エリアの判定の際、“内海”とみなします)

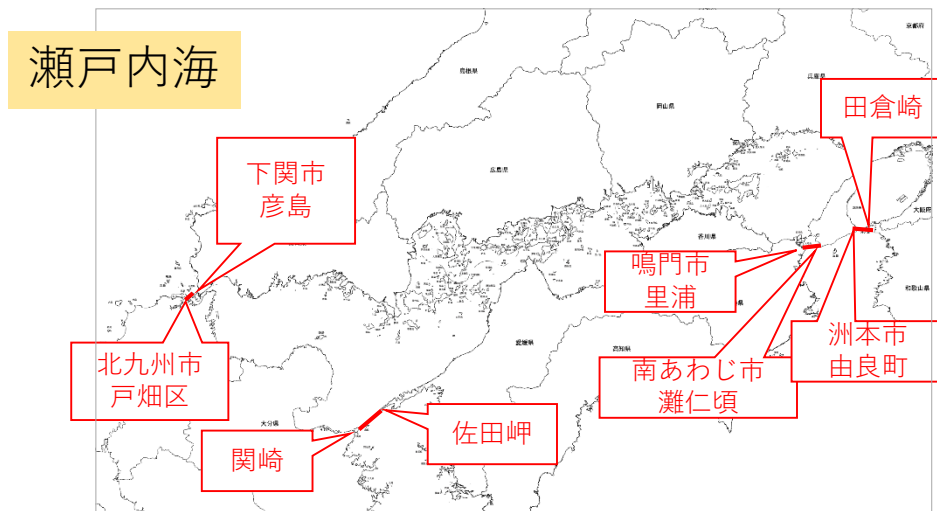
(i)瀬戸内海の範囲(淡路島を含む)

西端 - 北九州市戸畑区と下関市彦島を結ぶ線 (日本海との境)

東端 - 鳴門海峡において鳴門市里浦と南淡路市縄仁頃を結ぶ線と

洲本市由良町と和歌山市加太町田倉崎を結んだ内側

南端 - 豊後水道において、佐田岬と関崎を結ぶ線 (豊予海峡)



(ii)東京湾の範囲

西端 - 神奈川県横須賀市観音崎

東端 - 千葉県富津市富津岬を結んだ線

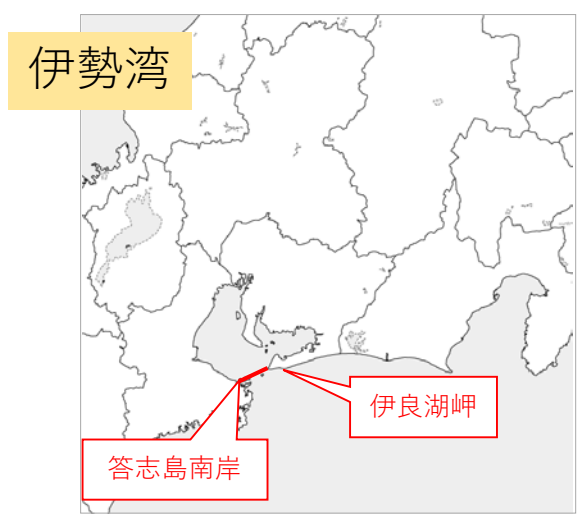


(iii)伊勢湾の範囲

西端 - 鳥羽市小浜町と答志島南岸

東端 - 愛知県田原市伊良湖町

伊良湖岬を結んだ線



上記以外の海は、“外海”とみなします。

●離島について

北海道・本州・四国・九州のいずれかの陸地から橋でつながっている島は、離島とはみなしません。 例) 佐渡島は離島、淡路島は離島とみなさない。